筑北村ETC車載器設置費補助金交付要綱

令和5年8月1日

筑北村建設課

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称) 筑北スマートインターチェンジが設置されることに伴い、 その利用を促進し、もって地域活性化及び交流促進を図るため、ETC(有料道路自動料金 収受システム)車載器を購入、取付け及びセットアップ(以下「購入等」という。)を行っ た者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、 筑北村補助金等交付規則(平成17年筑北村規則第36号)に定めるもののほか、この要綱 に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 村内に住所を有する者又は村内に事務所若しくは事業所を有する法人等
- (2) ETC車載器を設置する車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証の使用者として 記載されている氏名と補助金の交付を受けようとする者の氏名が同一である者
- (3) 村税及び村使用料を滞納していない者
- (4) ETC車載器販売店等で、購入等した者に限る。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助の対象外とする。
- (1) 車両に取付けようとするETC車載器が、過去に車載情報を登録されたことのある ものであるとき。
- (2) 既にETC車載器を設置してある車両のETC車載器を、新たなETC車載器に更新した場合

(補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、ETC車載器の購入等に要した経費(以下「補助対象経費」という。)とする。ただし、車両1台当たり5,000円を上限とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次条第3号ただし書の規定を適用して補助金の交付を申請する場合の補助金の額は、車両1台当たり5,000円とする。
- 3 国又は県からETC車載器の購入等に対して別に補助等を受けた又は受ける予定がある場合は、補助対象経費から当該補助等の額を控除するものとする。
- 4 補助を受けることができる車両の数は、個人にあっては1人当たり1車両に限り、法人にあっては1法人当たり10車両以内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者又は法人等(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請(請求)書書(様式第1号)に、次に掲げる添付書類を添え、設置後3月以内 又は当該年度の3月末日までのいずれか早い期日に村長に提出しなければならない。

- (1) ETC車載器販売(設置)証明書(様式第2号)
- (2) ETC車載器取付車両に係る自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
- (3) ETC車載器の購入等に要した費用の額が分かる領収書等の写し。ただし、ETC車載器が標準装備された車両を購入する場合、ETC車載器がカーナビゲーションシステムに内蔵されているものを購入する場合等のため補助対象経費が不明確である場合は、 当該車両にETC車載器が装備されていること等が分かるカタログ等の写し
- (4) 国又は県による補助金を受けた又は受ける予定がある場合は、当該補助金の額が分かるもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類 (補助金の却下及び通知)

第5条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の 交付が適当でないと認めるときは、補助金等交付却下通知書(様式第3号)により申請者に 通知するものとする。

附 則 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。